

## 第2 生活保護課の業務

### 1 生活保護業務の概況

生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護は、何らかの原因で生活に困窮する人々に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

保護の種類には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類があります。

保護は、原則として要保護者本人等からの申請に基づき、保健福祉事務所が家庭訪問による面接調査のほか各種調査を実施のうえ保護の要否、種類、程度及び方法を決定しています。

保護開始後は、被保護者の自立助長のための援助を行い、生活状況調査のため定期又は随時の訪問を行っています。また、平成18年度以降開始された、就労支援員や退院促進員による自立支援は、一定の成果を上げています。

このほか、必要に応じて扶養義務者及び医療機関、社会保険事務所等の関係機関、事業主等への照会・調査を行い、また、関係諸機関との連携を図っています。

### 2 管内の状況

管内の被保護人員は、昭和63年ころから横ばいの傾向で推移していましたが、高齢化の進行、核家族化、扶養意識の低下、景気の低迷や失業等により、平成13年度から15年度まで顕著な増加を見ました。

平成15年度から18年度まで、保護率（被保護人員÷管内人口×1000）は3.8から3.9%（%：パーミル、千分率）の間で推移しましたが、19年度には4.0%とわずかながら上昇しました。全県7.3%、全国12.3%（全国の値は平成20年3月分の概数値）と比較するとなお低い状況にありますが、少子高齢化が進むなか、景気の先行きが不透明で雇用環境の急激な改善も望めない現状にあつて、微増傾向にあると考えられます。また、この1年間で被保護人員が382人から390人に微増する一方、管内9町村の人口は微減しました（H19.3.1：97,194人、H20.3.1：96,034人）。母数となる管内人口の減少は保護率の上昇に直接影響しています。

町村別には最小が2.5%、最大が6.6%（H20.4.1現在）で、近隣都市部への交通の便や地元での就労機会の状況、人口の高齢化率などによって大きな較差が認められます。

保護世帯を世帯類型別にみると、全保護世帯の9割が高齢者世帯、傷病・障がい者世帯、母子世帯といったハンディキャップを抱えた世帯であり、また、全保護世帯の約半数を占める高齢者世帯の92%が単身世帯となっています。

なお、本県の被保護人員は、平成11年度に1万人を超え、18年度には1万5千人を超えています。全国の被保護人員は、平成12年度に100万人を超え、18年度には150万人を超えています。

#### (1) 被保護世帯数の状況

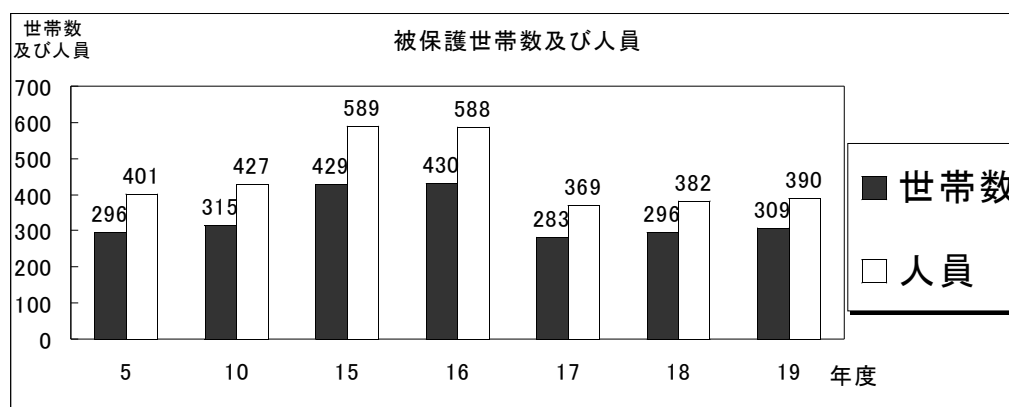
管内の被保護世帯数は、平成12年度（337世帯）から増加に転じ、その後も増え続けました。平成17年度には市町村合併に伴う新市への移管で減少しましたが、平成18年度には再び増加し、19年度の309世帯は平成5年度の296世帯を凌いでいます。

また、本県の被保護世帯数は、平成16年度に1万世帯を超え、全国の被保護世帯数

は平成17年度に100万世帯を超えています。

(年度平均)

区分 年度	管内		福島県		全国	
	世帯数	指数	世帯数	指数	世帯数	指数
H 5	296	100.0	5,771	100.0	586,106	100.0
H10	312	105.4	6,814	118.1	663,060	113.1
H15	429	144.9	9,561	165.7	941,270	160.6
H16	430	145.3	10,090	174.8	998,887	170.4
H17	283	95.6	10,483	181.6	1,041,508	177.7
H18	296	100.0	10,854	188.1	1,075,820	183.6
H19	309	104.4	11,093	192.2	1,105,275	188.6



\* 平成17年度の管内被保護世帯数及び被保護人員の減少は、市町村合併に伴う新市への移管による。

(2) 被保護人員の状況

管内の被保護人員は、平成13年度（480人）から15年度まで急増しました。17年の市町村合併に伴う大幅な減少を経て微増を続けています。

(年度平均)

区分 年度	管内		福島県		全国	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数
H 5	401	100.0	8,388	100.0	883,112	100.0
H10	427	106.5	9,532	113.6	946,993	107.2
H15	589	146.9	13,531	161.3	1,344,327	152.2
H16	588	146.6	14,259	170.0	1,423,388	161.2
H17	369	92.0	14,697	175.2	1,475,838	167.1
H18	382	95.3	15,012	179.0	1,513,892	171.4
H19	390	97.3	15,192	181.1	1,543,321	174.8

(3) 保護率の状況

管内の保護率は、平成2年度以降2.4%と横ばいで推移していましたが、6年度から微増傾向に転じ、15～18年度の間は3.8～3.9%で推移しました。19年度には4.0%とわずかながら再び上昇しましたが、県及び全国よりは低い値が続いています。

また、本県の保護率は、平成4年度以降4.0%で横ばいとなり、8年度から増加傾向に転じ、平成19年度には7.3%まで上昇しています。

全国でも景気の変動等を反映して、同様の傾向がみられます。

区分 年度	管内 ‰	福島県 ‰	全国 ‰
H 5	2.4	4.0	7.1
H10	2.6	4.5	7.3
H15	3.8	6.4	10.5
H16	3.9	6.8	11.1
H17	3.8	7.0	11.6
H18	3.9	7.2	11.8
H19	4.0	7.3	12.1

(4) 世帯類型別保護世帯の状況

管内の被保護世帯を世帯類型別構成割合で見ると、高齢者世帯の割合が徐々に高くなってきており、また、県及び全国を上回っています。管内の母子世帯の割合は県及び全国より小さくなっています。

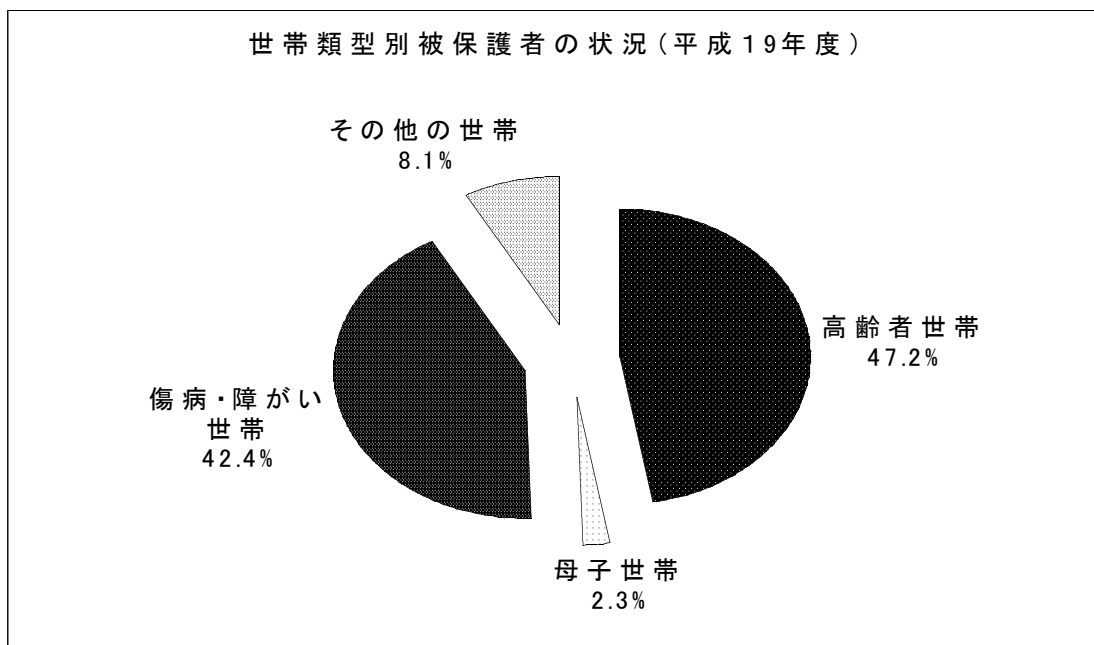
なお、平成17年度には市町村合併の影響をいくらか受けたと考えられます。

(年度平均)

区分 年度	被保護 世帯総数		高齢者世帯		母子世帯		傷病・障がい 者世帯		その他の 世帯	
	世帯数	構成	世帯数	構成	世帯数	構成	世帯数	構成	世帯数	構成
H 5	296	100	103	34.8	12	4.1	156	52.7	25	8.4
H10	312	100	123	39.4	10	3.2	139	44.6	40	12.8
H15	428	100	185	43.2	9	2.1	179	41.8	55	12.9
H16	430	100	192	44.7	9	2.1	180	41.9	49	11.4
H17	283	100	118	41.7	7	2.5	133	47.0	25	8.8
H18	295	100	133	44.9	7	2.4	129	43.6	27	9.1
H19	308	100	146	47.2	7	2.3	131	42.4	25	8.1
県H19	11,069	100	4,774	43.1	601	5.4	4,581	41.4	1,114	10.1
全国 H19	1,102,945	100	497,665	45.1	92,910	8.4	401,088	36.4	111,282	10.1

\* 保護停止中の世帯を除く。全国の保護停止中の世帯を除く総数は未公表のため、便宜上各世帯数の合計を総数欄に記載した。

\* 平成17年度の管内被保護世帯数の減少は、市町村合併に伴う新市への移管による。



(5) 扶助別被保護人員の状況

各扶助別の構成比をみると、生活扶助は8割強の人が、住宅扶助は5割弱の人が、医療扶助は9割弱の人が受給しています。

住宅扶助の受給割合が県及び全国と比べてかなり低い一方、医療扶助、介護扶助の受給割合は県及び全国を上回っています。

(年度平均)

区分 年度	保護 人員	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助	
		人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成	人員	構成
H 5	401	317	79.1	158	39.4	33	8.2	-	-	242	61.8
H10	428	347	81.1	182	42.5	33	7.7	-	-	380	88.8
H15	589	484	82.1	269	45.7	39	6.6	55	9.3	504	85.6
H16	588	496	84.4	284	48.3	38	6.5	60	10.2	517	87.9
H17	369	302	81.8	171	46.3	20	5.4	43	11.7	324	87.8
H18	382	318	83.2	170	44.5	21	5.5	49	12.8	329	86.1
H19	390	328	84.1	184	47.2	20	5.1	59	15.1	327	83.8
県 H19	15,192	13,044	85.9	10,979	72.3	1,112	7.3	1,823	12.0	11,430	75.2
全国 H19	1,543,321	1,379,945	89.4	1,262,158	81.8	※ 173,398	11.2	184,258	11.9	1,248,145	80.9

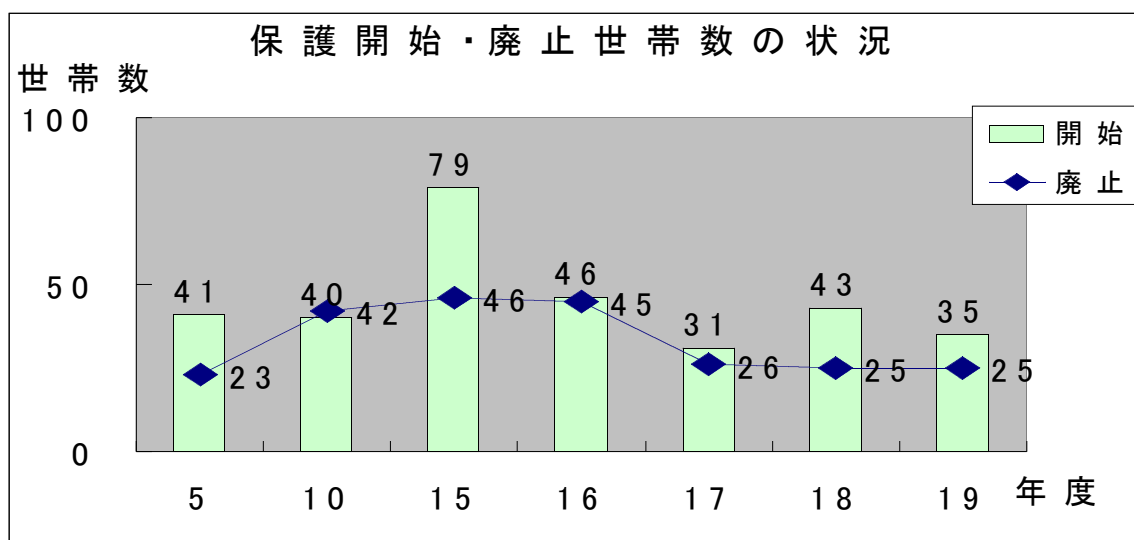
\* 平成17年度の管内保護人員の減少は、市町村合併に伴う新市への移管による。

※ 全国の「教育扶助」欄の数は、教育扶助、生業扶助、葬祭扶助の合計である。

(6) 保護開始・廃止世帯数の状況

管内の保護開始件数は、バブル崩壊による景気の後退等を受けて平成6年度より微増傾向を示し、平成12年度以降は急増しました。平成16年度に減少し、17年度は市町村合併に伴う管轄区域の縮小によりさらに減少しましたが、18年度に再び増加しています。19年度の開始件数は35件でしたが、資産や収入等を有する、あるいは他法他施策の活用が可能である、等の理由で開始に至らなかったケースが例年より多かったという背景があります。

区分 年度	開始世帯数		廃止世帯数	
	管内	県	管内	県
H 5	41	950	23	872
H10	40	1,268	42	853
H15	79	1,716	46	1,104
H16	46	1,639	45	1,186
H17	31	1,505	26	1,148
H18	43	1,539	25	1,212
H19	35	1,406	25	1,194



(7) 管内の保護の状況

(平成20年4月1日現在)

町村名	管内の世帯数	管内の人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)	世帯類型別世帯数										保護の種類別人員				
						高齢者		母子	障がい者		傷病者		その他		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	
						再掲 単身			再掲 単身		再掲 単身		再掲 単身							
鏡石町	3,986	12,691	43	48	3.8	22	22	1	2	0	16	13	2	1	43	38		4	41	
天栄村	1,691	6,310	20	26	4.1	10	9		2	2	5	2	3	1	18	3	2	5	21	
石川町	5,646	18,372	67	80	4.4	33	33	1	13	12	15	11	5	4	63	40	2	7	64	
玉川村	2,020	7,481	10	19	2.5	3	2	1	1	1	3	2	2	1	18	13	2	4	17	
平田村	2,036	7,196	22	28	3.9	8	8		7	4	3	2	4	3	22	7		8	22	
浅川町	2,008	7,028	34	38	5.4	17	16		6	6	10	3	1	1	34	16		6	33	
古殿町	1,805	6,235	15	18	2.9	6	2		5	5	3	3	1	1	14			2	13	
三春町	5,690	18,700	46	59	3.2	21	18	1	7	7	12	8	5	3	47	28	6	9	53	
小野町	3,787	11,692	58	77	6.6	33	30	4	5	4	13	8	3	3	65	46	6	15	56	
計	28,669	95,705	315	393	4.1	153	140	8	48	41	80	52	26	18	324	191	18	60	320	